

# 資格種類別担当業務内容一覧表（第5段階）

コード表	資格名称	技術（専門）部門	選択科目	測 量		土 木 コ ン サ ル タ ン ト																地質調査								
				測量一般	地図航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質	土質基礎	鋼構造		トンネル	施工計画	建設環境	機械	電気電子	その他		
A 1	測量士			●	●	●																								
A 2	測量士補			○	○	○																								
E 1	技術士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る																					●				△		
E 2			電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る																							●			△	
E 3			建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				●	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○					△	○
E 4			建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る				○	●	○	○	○								○	○	○	○	○	○					△	○
E 5			建設一般及び電力土木とするものに限る				○	○	●	○	○								○	○	○	○	○	○					△	○
E 6			建設一般及び道路とするものに限る				○	○	○	●	○								○	○	○	○	○	○					△	○
E 7			建設一般及び鉄道とするものに限る				○	○	○	○	●								○	○	○	○	○	○					△	○
E 8			建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る				○	○	○	○	○								●	●	○	○	○	○					△	○
E 9			建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る				○	○	○	○	○								○	○	●	○	○	○					△	●
E 10			建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る				○	○	○	○	○								○	○	○	●	○	○					△	○
E 11			建設一般及びトンネルとするものに限る				○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○					△	○
E 12			建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る				○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○					△	○
E 13			建設一般及び建設環境とするものに限る				○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○					△	○
E 14			上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る										●	○															△	
E 15			上下水道一般及び下水道とするものに限る										○	●															△	
E 16			農業一般及び農業土木とするものに限る											●															△	
E 17			森林一般及び森林土木とするものに限る												●														△	
E 18			水産一般及び水産土木とするものに限る													●													△	
E 19			情報工学一般とするものに限る																							●			△	
E 20			応用理学一般及び地質とするものに限る																									●	△	●
E 21			衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る																										△	
E 22	技術士	機械部門	機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る																					●			△			
E 23	技術士	電気電子部門	電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る																						●		△			
E 24	技術士	建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				●	○	○	○	○							○	○	○	○	○					△	○		
E 25			港湾及び空港とするものに限る				○	●	○	○	○								○	○	○	○	○					△	○	
E 26			電力土木とするものに限る				○	○	●	○	○								○	○	○	○	○					△	○	
E 27			道路とするものに限る				○	○	○	●	○								○	○	○	○	○	○					△	○
E 28			鉄道とするものに限る				○	○	○	○	●								○	○	○	○	○	○					△	○
E 29			都市及び地方計画とするものに限る				○	○	○	○	○								●	●	○	○	○	○					△	○
E 30			土質及び基礎とするものに限る				○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○					△	●
E 31			鋼構造及びコンクリートとするものに限る				○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○					△	○
E 32			トンネルとするものに限る				○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○					△	○
E 33			施工計画、施工設備及び積算とするものに限る				○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○					△	○
E 34			建設環境とするものに限る				○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○					△	○
E 35	技術士	上下水道部門	上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る								●	●															△			
E 36	技術士	農業部門	農業土木とするものに限る									●																		
E 37	技術士	森林部門	森林土木とするものに限る										●														△			
E 38	技術士	水産部門	水産土木とするものに限る											●																
E 39	技術士	情報工学部門	特定なし																						●		△			
E 40	技術士	応用理学部門	地質とするものに限る																								△	●		
E 41	技術士	衛生工学部門	廃棄物管理とするものに限る																								△			
I 1	RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋	河川、砂防及び海岸・海洋					●																			△			
I 2			港湾及び空港						●																			△		
I 3			電力土木								●																		△	
I 4			道路										●																△	
I 5			鉄道											●															△	
I 6			上水道及び工業用水道												●														△	
I 7			下水道													●													△	
I 8			農業土木														●												△	
I 9			森林土木															●											△	
I 10			水産土木																●										△	
I 11			造園																	●									△	
I 12			都市計画及び地方計画																										△	
I 13			地質																										△	●
I 14			土質及び基礎																										△	●
I 15			鋼構造及びコンクリート																										△	
I 16			トンネル																										△	
I 17			施工計画、施工設備及び積算																										△	
I 18			建設環境																										△	
I 19			機械																										△	
I 20			電気電子																										△	
I 21			廃棄物																										△	
K 1	地質調査技士																										△	●		
R1～R22	認定技術管理者																										△	☆		

「●」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。  
 「○」は照査技術者のみになれる資格。（測量については、管理技術者のみになれる資格。）  
 「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。  
 「☆」は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。